

第1回 伊勢市宿泊税検討委員会 説明資料

令和6年9月4日

本資料の構成

I . 伊勢市の観光を取り巻く現状 P 2
II . 観光財源としての宿泊税 P14
III . アンケート調査 P24
IV . スケジュール P27

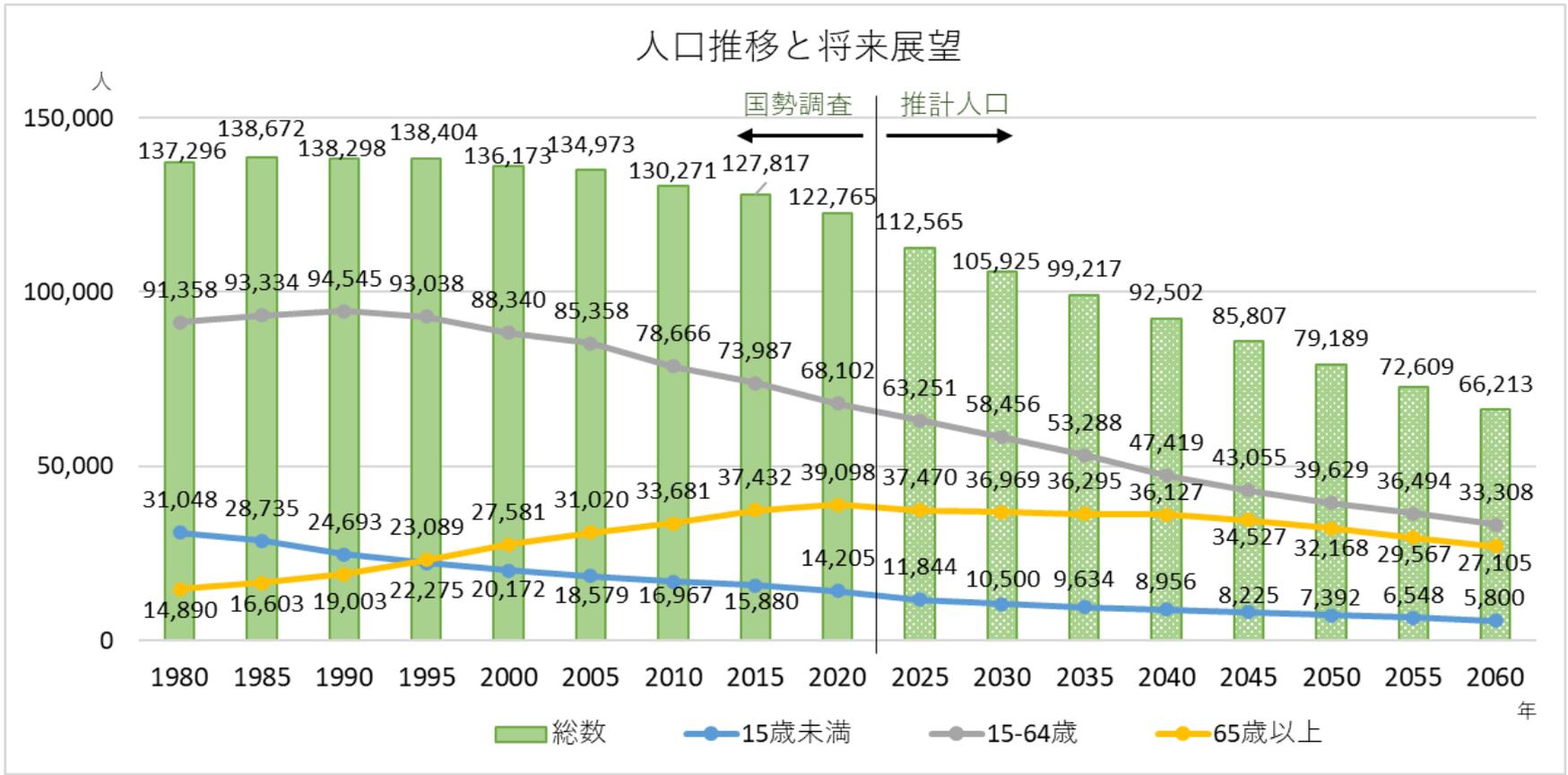
I. 伊勢市の観光を取り巻く現状

第63回神宮式年遷宮を見据えた観光振興・観光によるまちづくりに継続的に取り組むためには、新たな財源について検討する必要があります。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展により、市税の大幅な増加を見込むことが困難である一方で、福祉・医療関係費の増大や公共施設の維持管理等の経費確保に伴う歳出増加が見込まれます。

1. 伊勢市の人口

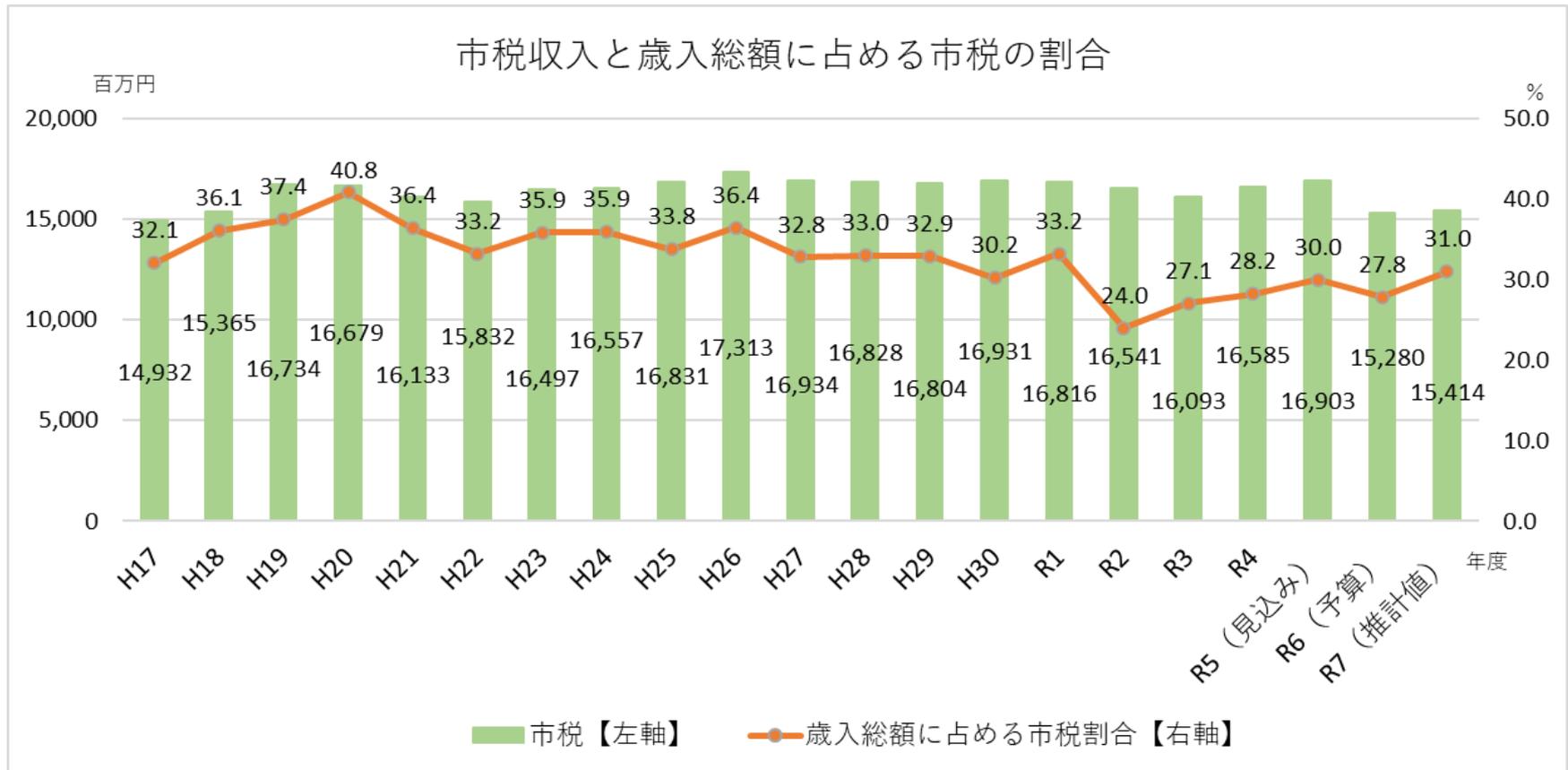
- 伊勢市の人口は1985(昭和60)年に減少に転じて以降、一貫して減少傾向にある。平成25年基準による推計人口では、2060(令和42)年に66,213人となり、2020(令和2年)比の54%となる。
- とくに生産年齢人口(15-64歳)は、2020年比の48.9%、年少人口(15歳未満)は40.8%となり、5割を割り込む。



資料出所: 国勢調査、伊勢市人口ビジョン(令和2年3月版)より百五総合研究所作成

2. 歳入及び市税収入の推移と見込み額

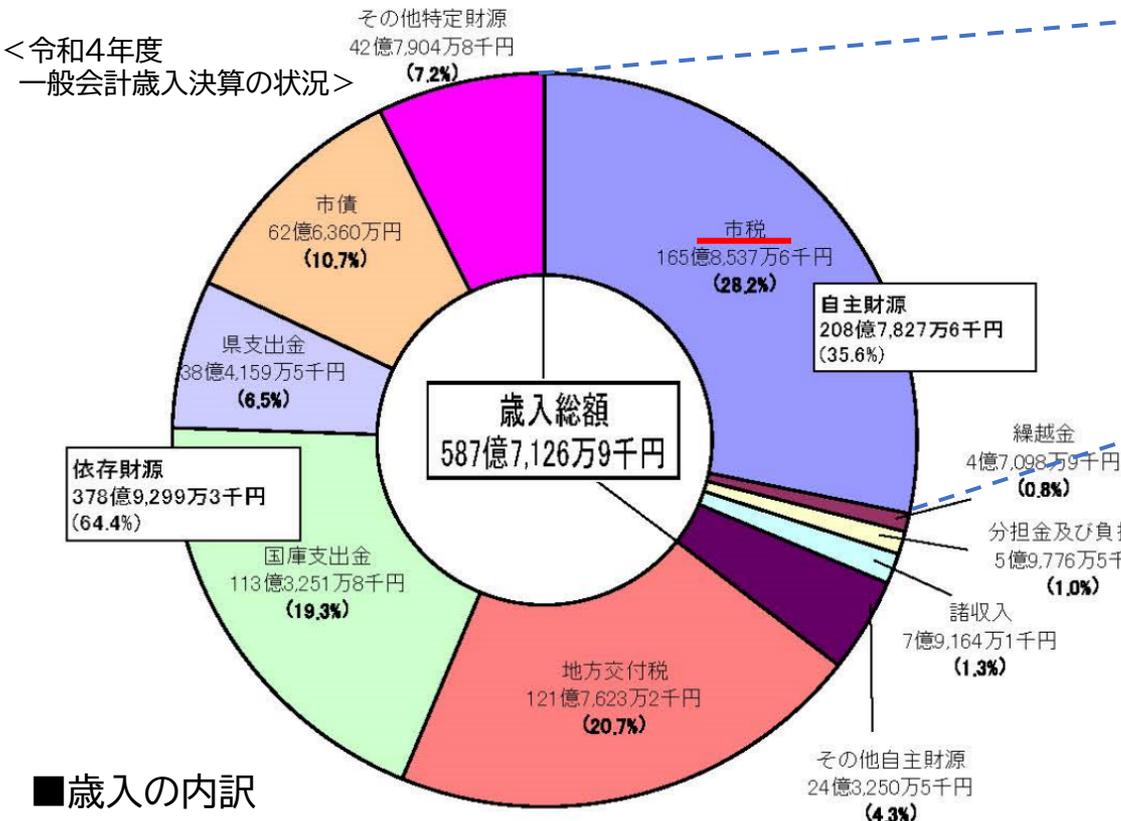
- 市民税や固定資産税等から構成される「市税」は、平成19年度以降160億円超で推移してきたが、令和6年度以降は、160億円を割り込むことが予想されている。
- 今後、生産年齢人口(15-64歳)の減少に伴い、市税収入は減少することが見込まれる。これは、自主財源の減少につながる。



資料出所:各年度「一般会計及び各会計の決算状況」、「令和6年度当初予算説明資料」、「伊勢市の財政収支見通し」(令和4年度～令和7年度)【伊勢市】より百五総合研究所作成

(参考) 市税の内訳と自主財源

■伊勢市歳入決算の内訳



項	収入済額
	16,585,375,784
1 市民税	7,199,487,710
2 固定資産税	6,740,234,487
3 軽自動車税	443,849,412
4 市たばこ税	805,164,567
5 入湯税	21,666,750
6 都市計画税	1,374,972,858

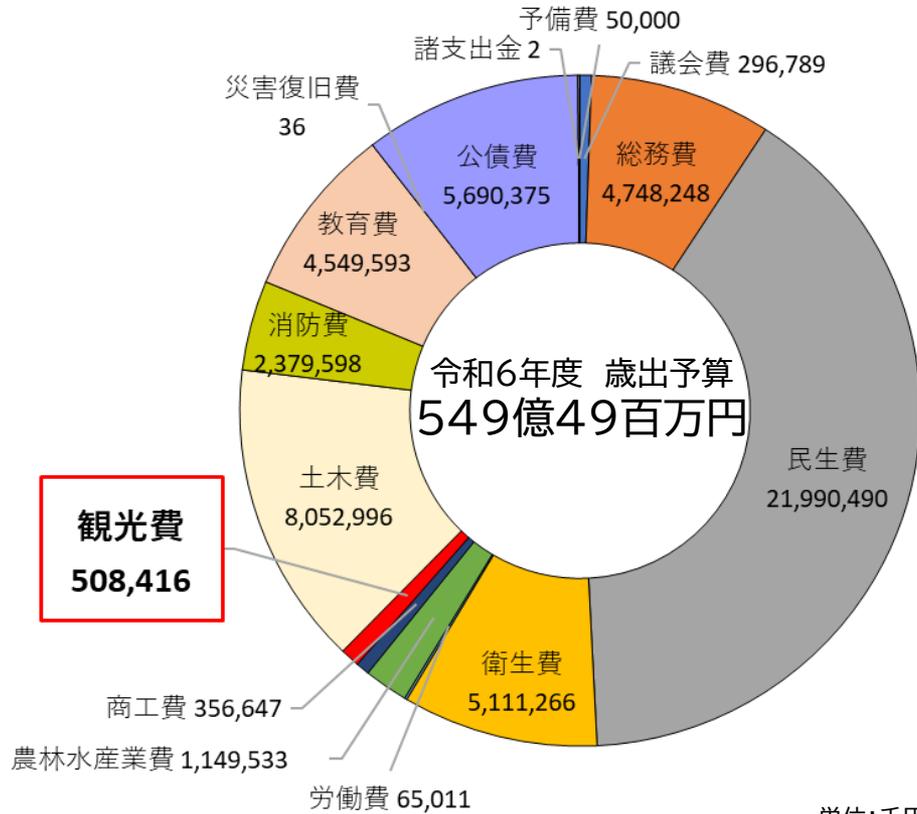
■歳入の内訳

自主財源：市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
 依存財源：地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、各種交付金

3. 歳出に占める観光費の割合

- 令和6年度当初予算によると、伊勢市における歳出予算額は549億4,900万円となり、うち、観光費(観光関連事業に関する事業支出)は5億841万6千円である。

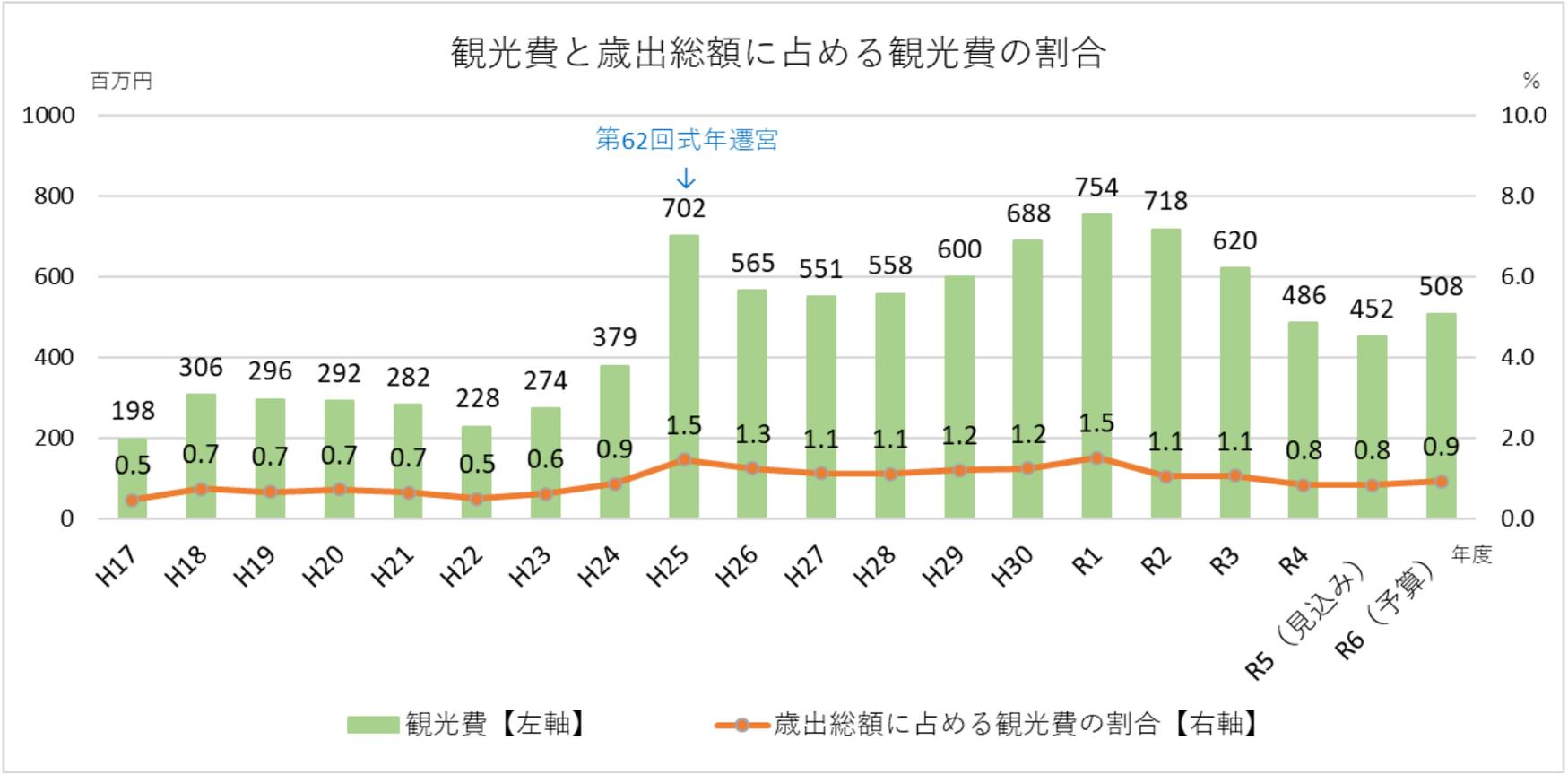
<令和6年度 当初予算 歳出予算款別>



単位:千円(円グラフの歳出予算款別の数値)
 資料出所:「令和6年度当初予算説明資料」【伊勢市】より百五総合研究所作成

4. 観光費の推移と見込み額

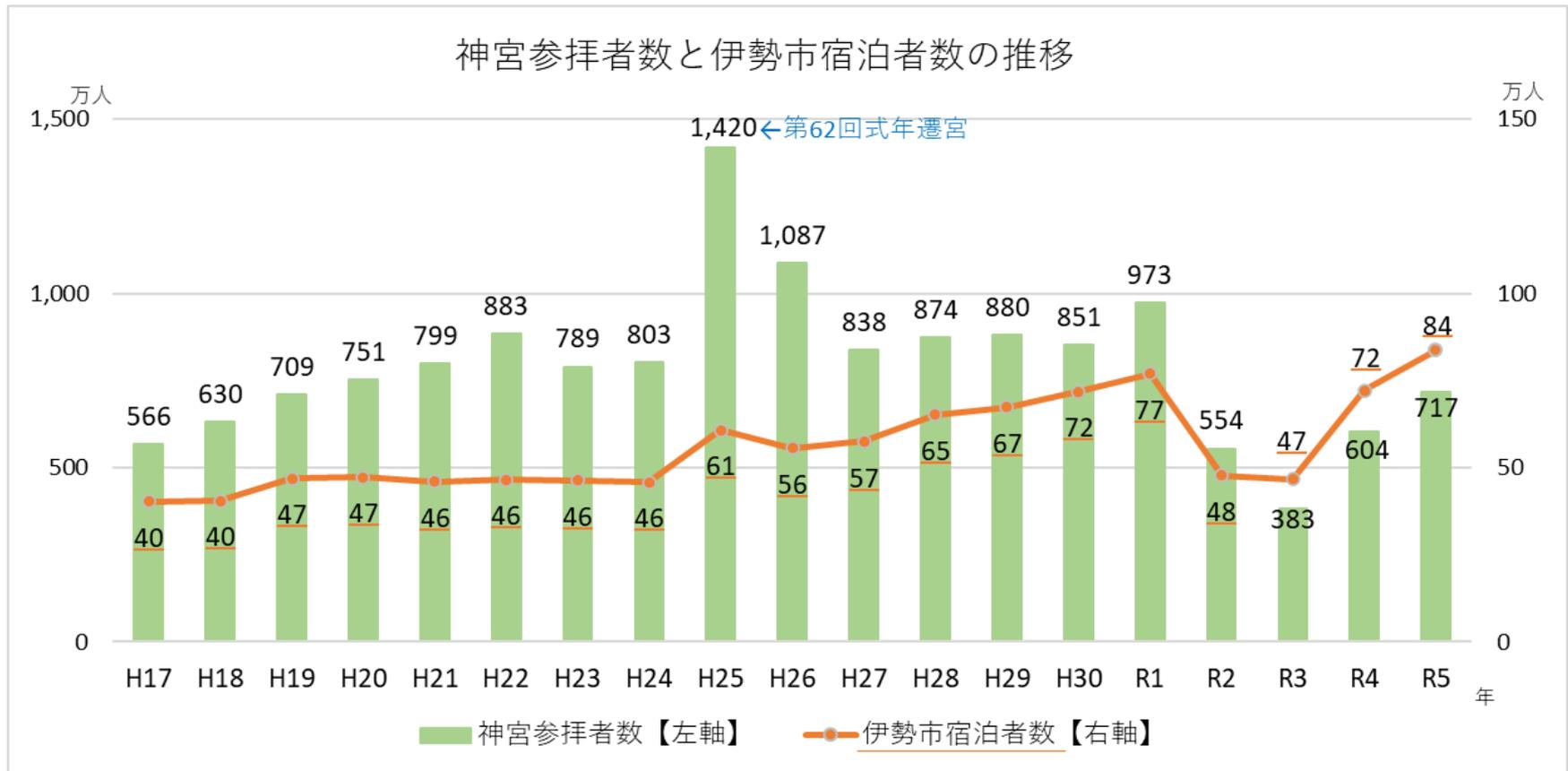
- 伊勢市における観光費(観光関連事業に関する事業支出)は、前回(平成25年度)の神宮式年遷宮前から増加し、平成25年度には約7億円となった。歳出における観光費の割合が同年度に1%を超え、以降令和3年度までは1%超で推移してきたが、令和4年度以降は1%を下回っている。



資料出所:各年度「一般会計及び各会計の決算状況」、「令和6年度当初予算説明資料」【伊勢市】より百五総合研究所作成

5. 神宮参拝者数と宿泊者数の推移

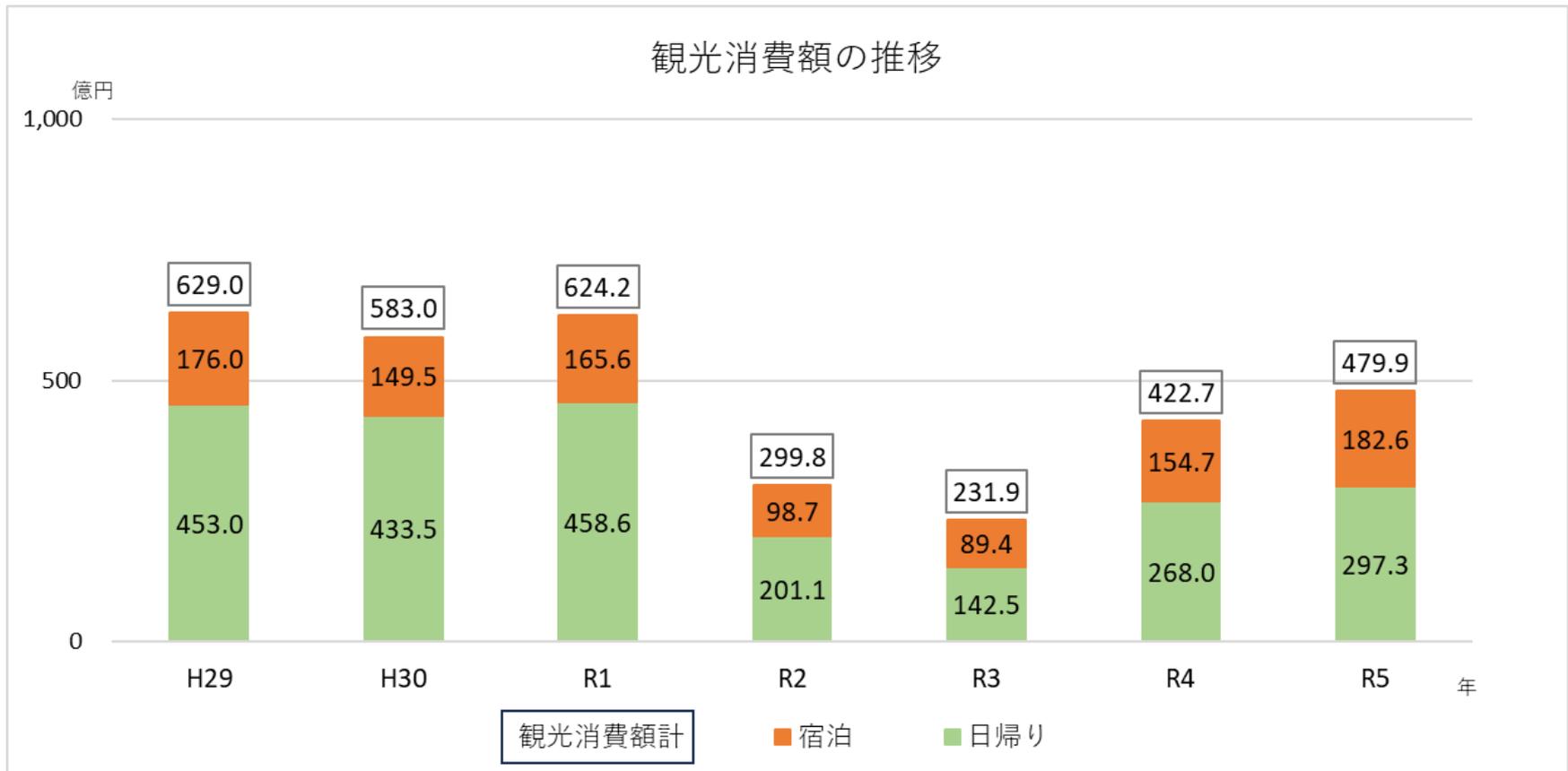
- 神宮参拝者数は、神宮式年遷宮の年ならびに翌年(おかげ年)に、大幅に増加した。
- コロナ禍で落ち込んだ神宮参拝者数は徐々に回復傾向にある。一方、宿泊者数はコロナ前を上回る回復となっている。



資料出所:「伊勢市観光統計」より百五総合研究所作成

6. 観光消費額の推移

- 令和5年の観光消費額は、479.9億円(「日帰り」が297.3億円、「宿泊」が182.6億円)となった。
- コロナ前と比較すると、観光消費額計に占める「宿泊」の割合が高くなっている。



資料出所:「伊勢市観光客実態調査」より百五総合研究所作成

7-1. 伊勢市における観光振興の取組

■伊勢市観光振興基本計画

第4章 伊勢市の観光が目指す姿

1 伊勢市の観光における大切にしたい考え

本計画では、以下の5つを計画において考え方の根底とする「基本理念」と定め、加えて、近年観光においても重要視されるSDGs(持続可能な開発目標)と、伊勢の「常若の精神」を掛け合わせることで、伊勢市の今後のありたい姿の実現を目指します。

①日本を理解し、伊勢の“常若の精神”を理解してもらおう

②さまざまな人が安全に安心して楽しめるまち

③訪れる人が満足できるまち

④住む人も満足ができるまち

⑤観光を通じて経済的効果を高める

常若の精神

【常若の精神とは...】

伊勢の地で20年に一度繰り返される遷宮は、古(いにしえ)と今と未来がつながる神宮の行事です。そこには、古いものや伝統を大切にしながら、常に若々しく生き、その精神を子孫へ伝えたいと願う人々の思いが重なっています。

SDGsと観光



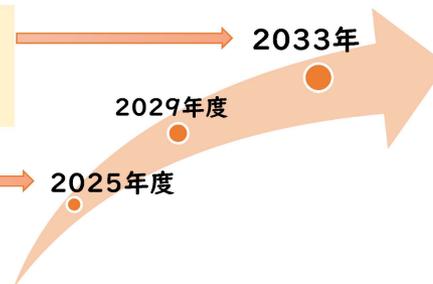
国連世界観光機関(UNWTO)は、「すべての目標に対して、観光は直接的、または間接的に貢献する力があり、持続可能な開発目標の達成に向けて重要な役割を担っている」旨、宣言している。

伊勢市のありたい姿

上記の考え方を踏まえ、次期式年遷宮の年(2033年)における伊勢市のありたい姿と、本計画の計画期間である「4年後(2025年度)のありたい姿」を以下のように定めました。また、その達成状況を測る指標として、3つの目標指標(KGI)を設定しています。

次期式年遷宮の年(2033年)における伊勢市のありたい姿
 住む人と訪れる人がおかげさまの心を通じて交わるまち
とこわか 常若の精神を未来へ受け継ぎ、みずみず 若々しく瑞々しいまち

4年後(2025年度)の伊勢市のありたい姿
 多様な主体を受け入れ、
 常若の精神とにぎわいにあふれるまち



<基本方針>

基本方針1
 「神宮を中心とした物語性」の発掘・展開

基本方針2
 ターゲット別 PR 戦略と関係人口の確保・創出

基本方針3
 産業視点での観光の推進

基本方針4
 安全・安心な受入環境・受入基盤の整備

基本方針5
 「共生と競争」の視点での連携の推進

基本方針6
 市民・地域の「おかげさまの心」の醸成と連携の強化

7-2. 伊勢市における観光振興の取組

- ・ コロナ禍からの本格的な観光需要の回復に向けて、観光振興計画に基づく多様な施策を展開。

<令和4年度 主要取組(一部抜粋)>

クリエイターズ・ワーケーション促進事業 基本方針 1

クリエイターズ・ワーケーションによる受入再開
参加したクリエイターの創作等の支援



伊勢市クリエイターズエキシビジョン 2022 ワークショップ



作品展「Icreation - 観境とアート」の開催について



Ise City Creators Exhibition 2022

1

<令和5年度 主要取組(一部抜粋)>

宿泊施設等の高付加価値化 観光庁
採択事業

○ 宿泊施設・飲食店の改修補助を受け、サービス改修改善等に着手し、宿泊・飲食そのものの体験価値を向上させ、単価増、滞在時間の延伸と市内周遊促進による消費機会の拡大を図る。



伊勢かくらばリゾート千の杜 (改修イメージ)



露店風呂の改修等による高付加価値化

施設改修例 (外宮前)
神宮を知り、伊勢志摩を学べる観光交流の拠点として
空き店舗を改修。

観光案内所での効果的な情報発信 基本方針 2

観光案内所にリモート観光案内端末を設置
(全観光案内所で英語対応可能)

伊勢市新観光案内所を対面型観光案内拠点として強化するとともに、宇治山田駅、外宮前、宇治浦田、二見浦の観光案内所へ「リモート観光案内端末」を設置し、令和4年12月1日からリモート観光案内を開始しました。




伊勢市観光協会のホームページに
有人チャットボット機能を導入

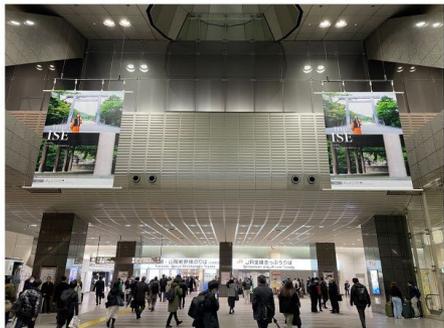


2

公共交通機関タイアップキャンペーンの推進 基本方針 2







東京駅日本橋口でのPR

2

7-3. 伊勢市における観光振興の取組

- 令和6年度は「ご遷宮に向けたまちづくり」を重点施策と位置づけ、多様な観光振興策を展開している。

< 令和6年度予算における重点施策の主要取組(一部抜粋) >

伝統文化・景観の保存活用

新規



賽日館保存活用計画の策定及び、賽日館のVR映像の制作、国名勝二見浦保存計画の策定、郷土資料館の整備 (文化政策課 28,075千円)

まちの魅力の磨き上げ

外国人観光客の誘致

次世代の観光客の柱となりうる外国人観光客の誘致を図るため、欧米をはじめとした海外への伊勢の魅力を発信 (観光誘客課 17,550千円)

誘客プロモーション

拡充

お木曳行事に向けたまち全体の機運醸成

「お木曳行事」催行の基盤となる奉曳本部、奉曳団連合会の結成支援とまち全体の機運醸成 (観光振興課 18,470千円)

地域の絆づくり

公共サイン計画の策定

新規

自然や歴史景観に配慮したわかりやすく統一した公共サインの計画を策定 (都市計画課 10,000千円)

受入環境・受入基盤の整備

内宮エリアの観光危機管理を促進

観光客を安全安心に受け入れられるよう、内宮周辺をモデル地区として、地域団体が主体となった防災訓練、観光危機管理マニュアル作成を支援 (観光振興課 1,000千円)

市民も観光客も安心できるまち

8. 観光振興上の課題

• 市内の交通対策

- 自家用車等での来訪が多いため、高速道路IC周辺や神宮周辺での交通渋滞が発生しており、来訪者だけでなく、住民生活への影響も生じている。
- 移動・交通の観光客満足度が例年低い状況。

• 観光関連事業者や宿泊事業者の人手不足

- 観光需要が回復し、観光客・宿泊者数が回復する中で、観光関連事業者の人手不足が顕著となっている。

• インバウンド対策(情報発信や受入環境整備)

- 三重県は宿泊者に占める外国人の割合が低く、神宮参拝者に占める外国人の割合も1%程度にとどまる。

• 自然災害や感染症等の観光危機管理の推進

- 全国で頻発する自然災害や新しい感染症のパンデミック等により、観光地における危機管理の必要性がますます高まっている。

• 日帰り観光客の割合が高く、宿泊者割合が低い

- 伊勢市の宿泊者数は増加しているものの、神宮参拝者数の10%程度にとどまっている。滞在時間の延長、観光消費額の増加につながる宿泊者数の増加が必要。

Ⅱ. 観光財源としての宿泊税

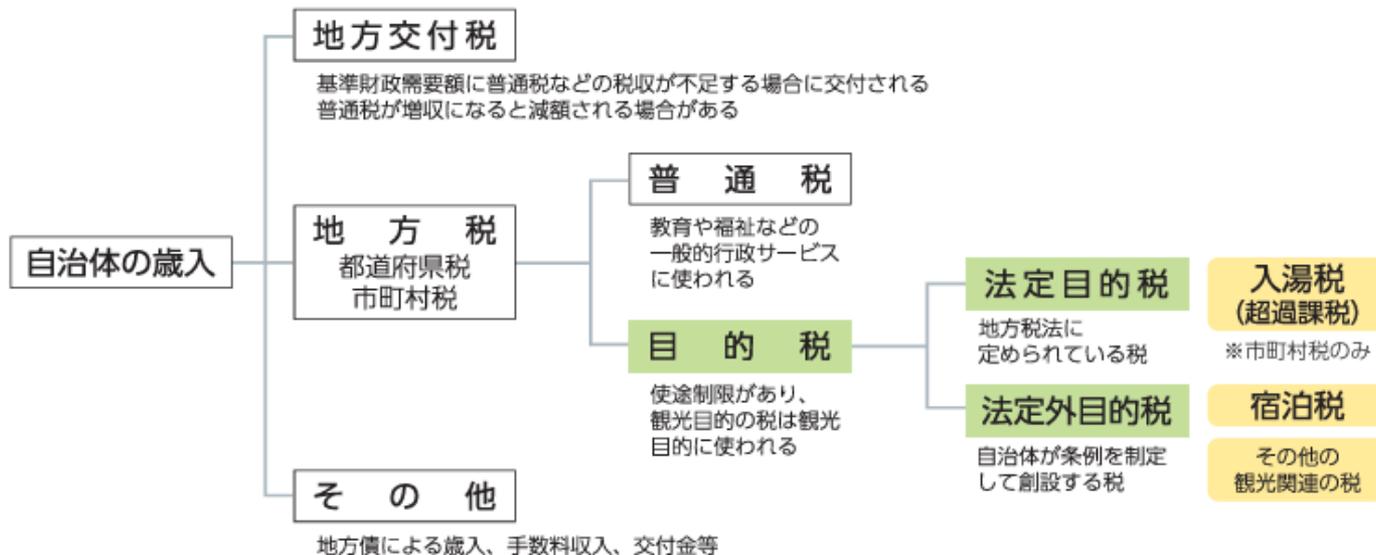
観光客の増加に伴うオーバーツーリズムの問題などに対処しつつ、観光地としての魅力づくりを行うための安定した独自財源として、近年、全国各地で宿泊税の導入・検討が進んでいます。

1. 観光財源として考えられる財源の種類

■観光財源の種類

宿泊税	宿泊者に課税する地方税(法定外目的税)です。
入湯税	温泉などの入湯者に課税する地方税(法定目的税)です。
その他観光に関連する地方税	地域の事情に即した目的に沿って導入されている地方税(法定外目的税)です。
受益者分担金・負担金	特定の受益者から徴収して特定の事業に使われる仕組みに基づいた制度です。
協力金	訪問者から任意で支払いを求める制度です。
寄付金(ふるさと納税制度)	ふるさとの納税制度の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄付金を集めることができます。

■観光財源となる地方税



2 観光財源の事例

財源の種類	名称	自治体	納税義務者	金額	用途	税の種類	導入年	徴収方法
宿泊税	宿泊税	東京都など9自治体 ※令和6年9月4日現在	宿泊施設等への宿泊者	p18参照	p18参照	法定外目的税	-	特別徴収
入湯税	入湯税(超過課税)	釧路市など12団体 ※令和5年4月1日現在	鉱泉浴場における入湯客	200-300円 /1回	環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興(観光施設の整備を含む)	法定目的税	-	特別徴収
宿泊税・入湯税を除く観光に関連する税	歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市	一時有料駐車場の利用者	50-500円 /1回	歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業等	法定外普通税	H15	特別徴収
	美ら島税	沖縄県座間味村	同村行き船舶や航空機の料金支払者(住民含む)	100円 /1回	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備	法定外目的税	H30	特別徴収
	宮島訪問税	広島県廿日市市	船舶で同町の区域に訪問する人(住民、通勤・通学者除外)	100円 /1回	環境整備や文化への理解、エコツーリズムの推進	法定外普通税	R5	特別徴収
協力金	富士山保全協力金	山梨県、静岡県	五合目から先に立ち入る来訪者	基本 1,000円	富士山の環境保全や登山者の安全対策等		H26	

資料出所:総務省、各自治体のホームページより百五総合研究所作成

3. 宿泊税と導入・検討状況

■ 宿泊税とは

- 宿泊税は、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治体が独自に課税する地方税(法定外目的税)。市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税される。(長崎市HPより抜粋)
- 宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、金沢市が独自に課税する地方税(法定外目的税といいます。)です。市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。(金沢市HPより抜粋)

■ 導入状況

- 全国では9の自治体(3都府県、6市町)が導入している(次頁参照)。

■ 検討状況

- 全国で宿泊税導入に向けた動きが進んでおり、近隣自治体では、常滑市、高山市、下呂市などで検討されている。
- 県内では、鳥羽市、志摩市で宿泊税検討委員会が開催されるなど具体的に検討の動きが進んでおり、伊賀市や三重県等でも検討の動きがある。

(参考) 宿泊税の導入事例

■ 宿泊税の導入自治体

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1
目的または使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
税率(方式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定率	定額	定額(段階式)	定額	定額(段階式)
税率(水準)	1~1.5万:100円 1.5万~:200円	0.7~1.5万:100円 1.5~2万:200円 2万~:300円	2万未満:200円 2~5万:500円 5万~:1000円	2万未満:200円 2万~:500円	2%	200円 福岡市、北九州市: 50円 上記以外の課税市町村:100円	2万未満:150円 2万~:450円	150円	1万未満:100円 1~2万:200円 2万~:500円
課税対象施設	ホテル、旅館	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
課税免除	なし	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、職場体験児童等	なし	なし	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)
報償金等	2.5%(5年3%) 最大100万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 最大200万	2.5%(5年3%) 加算措置あり 最大100万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%、最大50万円 システム整備補助 1/2、最大50万
税収見込(平年)	14億	20億	46億	7億	4億	15億	18億	3億	4億
備考		税率、免税R1改正							

資料出所:総務省及び各自治体HP掲載資料より百五総合研究所作成

4. 各地で導入が進む背景

～観光財源として宿泊税が有力視される理由～

(1) 地方財政の仕組

- ・ 観光客の増加によって市税が増えても地方交付税が減らされ、そのまま収入増とはならないが、「法定目的税」の多くや「法定外目的税」、「法定外普通税」、「協力金」であれば、地方交付税は減額されない(次頁参照)。

(2) 税としての特性

- ・ 「協力金」等と異なり、税として徴収できる強制力がある。
- ・ 条例で用途を定めることにより、受益と負担の関係を明確にできる。

(3) 宿泊税の利点

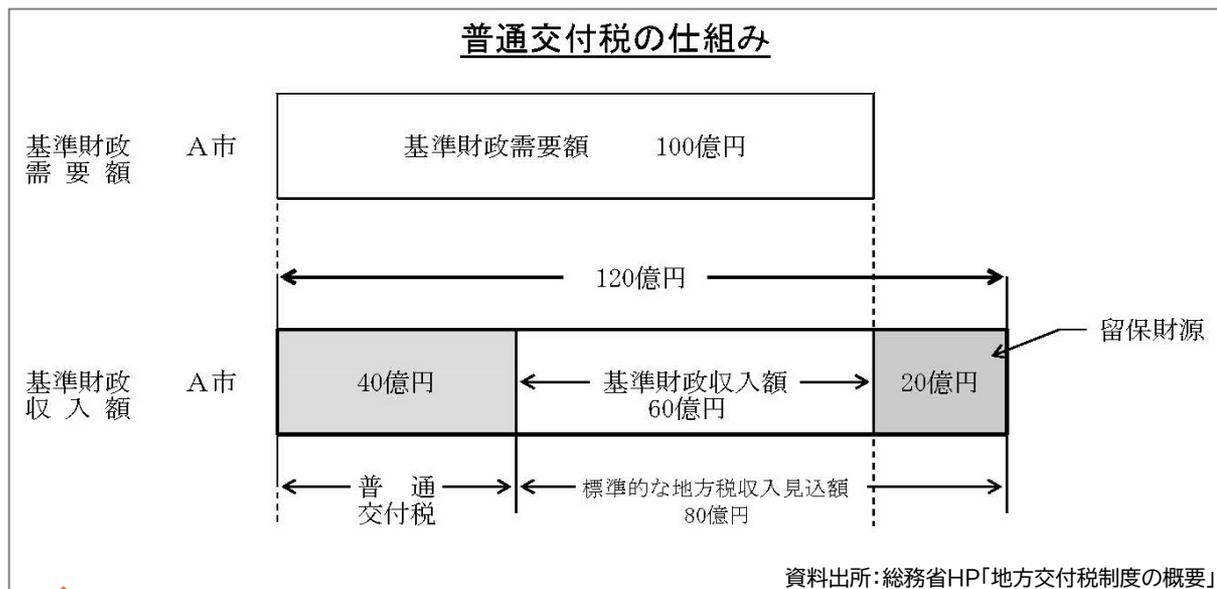
- ・ 課税客体(宿泊者の宿泊行為)が明確であり、公平性も担保できる。
- ・ 担税力が期待でき、一定規模の税収確保が安定的に見込める。
- ・ 宿泊者と事業者の理解を得ることで、確実に徴収することができる。
- ・ 導入事例が積み重ねられており、制度設計の見通しがつきやすい。

(参考)地方財政の仕組み ~①地方交付税について

■地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

資料出所:総務省「令和6年版地方財政白書」巻末用語解説



■基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入 × 原則として $75/100 + \text{地方譲与税等}$

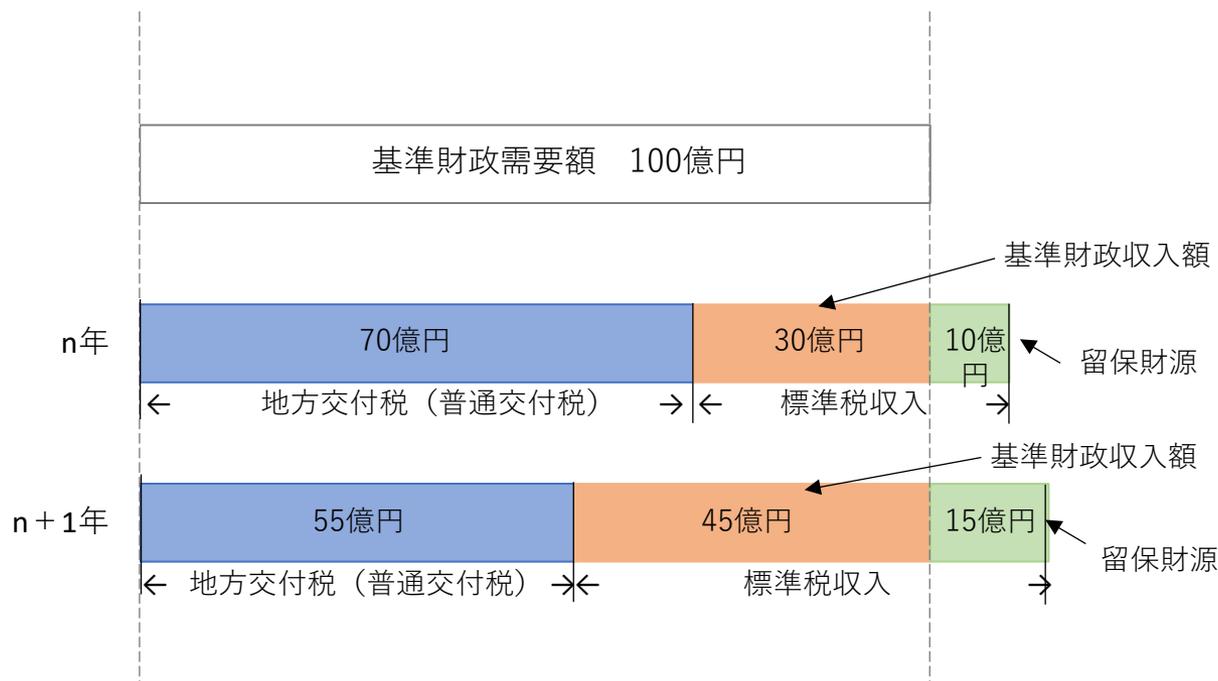
資料出所:総務省「令和6年版地方財政白書」巻末用語解説

■留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

資料出所:総務省「平成29年版地方財政白書」巻末用語解説

(参考)地方財政の仕組み ～②留保財源について



n年度から(n+1)年度に、標準税収入が40億円から60億円に20億円増えたとき、交付税額は減るが、留保財源があるので、総収入は5億円増加する。
 なお、図にはないが、法定外税による収入は、標準税収入に含まれないので、全額が市の収入になる。

留保財源が設けられている理由は、おもに2つあります。第1に、基準財政需要額が、財源保障すべき財政需要をとらえ切れていないとは限りません。..(略)..第2に、地方自治体が自らの税収を増やそうとする意欲を、地方交付税が妨げないようにするという意図があります。

..(略)..

基準財政収入額の算定においては、こうした留保財源の存在に加え、法定外税の課税や超過税率・軽減税率の採用の影響を標準税収入から除外することにより、地方自治体の自主的な税収増加努力を妨げないように配慮がなされています。

(参考) 法定外税の検討に際しての留意事項

■法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

■地方自治体が慎重な検討のうえで条例を制定した場合、ほとんどのケースで総務大臣は同意している。

資料出所:三重県観光部観光戦略課 宿泊税に関する情報提供セミナー「宿泊税の趣旨と制度設計をめぐる論点」(講師:立教大学経済学部 池上岳彦教授)資料

5. 宿泊税導入検討にあたっての論点(案)

(1) 宿泊税導入の妥当性

- ① 観光財源として宿泊税を導入することが適当か
- ② その他の観光関連財源(入湯税、旅先納税、クラウドファンディング)との関係

(2) 導入する場合の宿泊税の内容

- ① 税の使途
- ② 税の内容

㊦	定率、定額	定率か定額か、定額にした場合に額を一律とするか否か
㊧	税の水準	定率、定額の水準はどのくらいが適当か
㊨	対象施設	対象施設(宿泊施設)の範囲
㊩	納税義務者	対象者の範囲(免税点、課税免除の設定の取り扱い)
㊪	その他	特別徴収義務者(宿泊施設)への対応(報償金等)

Ⅲ. アンケート調査

今後の検討に役立てるために、宿泊事業者の皆様と、観光客の方々にアンケート調査を実施いたします。

1. 宿泊事業者アンケートの実施概要(案)

- ① 実施時期 : 9月11日～9月30日
- ② 対象者 : 市内宿泊事業者(民泊等含む)
- ③ 実施方法 : 依頼状ならびに調査票を郵送(一部メール)、
依頼状に記載のQRコードによりWEB画面で回答(FAXやメールでの回答も可)
- ④ 実施目的 : 市内宿泊事業者の宿泊税に対する意見を把握し、導入検討の参考とする
- ⑤ 調査内容 : 10問程度を想定
 - ・観光振興において注力すべき取組
 - ・宿泊税導入についての考え
 - ・導入により想定される影響や懸念事項
 - ・システム改修補助金の活用
 - ・望ましいと考える税額・税率

2. 観光客アンケートの実施概要(案)

- ① 実施時期 : 10月頃、12月頃
- ② 対象者 : 市内観光客(400名程度)
- ③ 実施方法 : 内宮、外宮、二見興玉神社付近で観光客に対面で調査
(伊勢市観光客実態調査の設問として聞き取り調査)
- ④ 実施目的 : 伊勢に来訪している観光客に宿泊税についての意識を調査する
- ⑤ 調査内容 : 税額、使用用途、導入の可否 等

IV. スケジュール

年度内に、本日を含め4回の会議を開催し、当検討委員会としての結論を取りまとめ、委員長から鈴木市長に答申いただきます。

今後のスケジュール

第1回（9月4日）

検討、報告内容

- 宿泊税に関する勉強会
- 宿泊事業者アンケート内容の共有
- スケジュール共有
- 意見交換

第2回（10月末頃）

検討、報告内容

第3回（12月）

検討、報告内容

第4回（2月）

検討、報告内容

宿泊事業者アンケート
（9月～10月）

観光客アンケート
（10月～12月末頃）

有識者ヒアリング
（1月頃）